

プレスリリース
(報道関係各位)



令和7年5月12日

難聴者補聴器購入費助成事業を始めます

コミュニケーション能力の維持・向上を図り、介護予防を実現

(概要)

聴力の低下により日常生活に支障をきたしている中高年齢者の補聴器の装用を促進し、コミュニケーション能力の維持及び向上を図り、介護予防及び共生社会の実現を目的に、令和7年度から、遠賀町難聴者補聴器購入費助成事業を始めます。申請者には、申請時と補聴器購入後3カ月経過時に、アンケートを行い、日常生活の改善状況を確認します。

※身体障害者手帳（聴覚障がい）の交付を受けていない人が対象です。身体障害者手帳（聴覚障がい）がある人は補装具費の支給が受けられます。

【対象となる人は？】

40歳以上で、医師が補聴器の必要性を認める人
※身体障害者手帳（聴覚障がい）の交付対象とならない人に限ります。

【助成額は？】

補聴器本体1台分の購入費用として、30,000円を限度に助成します。

【介護予防のために】

国立長寿医療研究センターによれば、聴力低下のある高齢者は、聴力低下のない高齢者と比べ、要介護状態の新規発生割合が高いとされています。介護予防の観点から、遠賀町では国の交付金を活用し、令和7年度から制度を開始することとしました。

※令和6年12月時点で、県内で18歳以上を対象とした補聴器購入費助成制度を実施している自治体は8カ所。

【本件に対するお問い合わせ】

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

遠賀町 福祉課 障がい者支援係

TEL：093-293-1296（直通） FAX：093-293-0806

E-mail：fukushi@town.onga.lg.jp



遠賀町イメージキャラクター
おんがっぴー